

University Academic Repository

Are Various Supporting Agencies Indispensable for Upgrading Local Supports for SMEs?: An Empirical Research Based on Interviews with Subsidized SMEs

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2018-11-19 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 新井, 稻二 メールアドレス: 所属:
URL	https://kaetsu.repo.nii.ac.jp/records/922

研究論文

地域における中小企業支援は多様な担い手が必要か ～補助金採択者インタビューより明らかになった支援の現状～

Are Various Supporting Agencies Indispensable for Upgrading Local Supports for SMEs?: An Empirical Research Based on Interviews with Subsidized SMEs

新 井 稲 二*

Ineji ARAI

<要約>

最近の中小企業政策においては、小規模な企業に対する支援として、認定経営革新等支援機関の支援を受けなければ利用できない制度が存在しているが、この制度が支援においてどのような影響を与えているかの研究は存在していない。そこで、代表的な2つの補助金の採択者7先にインタビュー調査を実施したところ、補助金自体の問題点と認定支援機関側の対応についての意見があった。先行研究とインタビュー調査からは、補助金を実施し続けることは問題があると考えられる。補助金採択結果からは認定支援機関たる金融機関が活躍していることがわかるのだが、金融機関によってその支援能力の差があるということが明らかになった。

今回の調査では、採択者と国の思惑と中小企業者の期待する能力について相違を明らかにすることができた。そもそも、中小企業者全てが高度な支援を求めているのではなく、地域の実情に沿った支援の在り方が求められており、そこに認定支援機関の求められる役割があるのではないだろうか。

<キーワード>

経営革新等支援機関、診断指導制度、補助金、中小企業支援、地域金融機関

1 研究の目的

最近の中小企業支援は2014年6月に施行された小規模企業振興基本法に代表されるように、より小規模な企業に対する支援に力点が置かれるようになった。その中で認定経営革新

* 嘉悦大学大学院ビジネス創造研究科博士後期課程

等支援機関制度（以下、認定支援機関）が開始され、認定支援機関の支援を受けなければ（受け続けなければ）利用することができない支援制度がいくつか存在している。しかし、認定支援機関による支援が中小企業支援において、どのような影響を与えているかについての調査・研究は存在していない。このため、代表的な補助事業を通じ認定支援機関は中小企業の経営に対し、どこまで関与して、効果を挙げているのかを明らかにすることで、中小企業支援の現状について分析することを目的とする。

2 調査・分析方法

認定支援機関が関与しなければならない支援制度は補助金に限らず、融資制度、税制などいくつか存在している。その中でも今回は認定支援機関制度が開始された直後から実施されている、「ものづくり補助金」¹⁾と「創業補助金」²⁾（以下、2つの補助金）に焦点を当て実際に申請・採択を受けた企業等に対し、インタビューを実施した。支援制度の中よりこの2つの補助金を調査対象にした理由は、平成24年度補正より複数回実施しており、また予算規模も大きいことから採択者数も多く、認定支援機関の活動の中・長期的に分析するには最適と判断したためである。

そもそも認定支援機関が開始された経緯について、中小企業政策審議会中小企業経営支援分科会にて中小企業庁経営支援課長（当時）の飯田（2017）は「平成に入りまして、規制緩和ないしは地方分権で国の関与を小さくしようということで、診断指導制度についても縮小傾向でございましたが、近年、国の役割もあるということで、認定支援機関、よろず支援拠点あるいは小規模支援法といったものができたわけでございます」（第16回中小企業経営支援分科会 p7）と発言して、認定支援機関制度は従来からの診断指導制度の延長線上にあり、国による関与を再び高めるために開始された各種制度の1つであることがわかる。

また、補助金に関してはものづくり補助金、創業補助金どちらについても認定支援機関たる金融機関によって支援を受け採択された割合が過半数を占めており、金融機関の活動が活発であるが、そもそも補助金を中心とした事業を国が中心となって実施することについていくつかの懸念が示されている。このため、先行研究から補助金事業について整理を行うこととする。

3 中小企業支援策における先行研究

寺岡（2015）は「圧倒的多数を占める中小企業をすべて中小企業政策の対処とすることは、予算的にも行政手続き的にもきわめて困難である。必然、政策理念にそって中小企業の中から、さらに政策対象をすべき優先度（優先順位）をもつ「中小企業」の定義が必要になる」（p8）として中小企業政策の限界と、そのために優先される中小企業が存在することを指摘している。

その上で、中小企業政策を直接政策と間接政策に分類しそれぞれの特徴を述べており、直

接政策は「個別中小企業に対するアプローチであり、その選別作業にかかる政策費用は決して小さなものではない」とし、間接政策は、「個別中小企業に対してではなく、中小企業の経営環境などの改善である」としている。この定義に当てはめれば、確かに申請書の内容をチェックし採・不採択とする過程は選別作業に関わり、個別中小企業に対するアプローチと判断できることから、2つの補助金は直接政策の一環であると判断できる。直接政策であるならば、大きな費用を掛けて実施した今回の補助金は実施する正当性があるのだろうか。

さらに、財政問題に絡め中小企業政策の正当性と有効性が問われる状況下において「政策のスクラップ・アンド・ビルドの中で、今後の中小企業政策は直接的・ミクロ的政策ではなく、それ以上に間接的・マクロ的な観点から地域経済の活性化と中小企業の活性化を同時に達成できるような制度設計が重要となる。その際に政策立案上のプライオリティーは、地域間の連関性を高めることのできる地域間経済協力圏の設定である」として、中小企業政策は地域経済政策としての必要性について述べている。地域経済政策となれば国の関与も必要であるが、それ以上に自治体の関与が重要になってくるとしている。

3.1 国が主導する補助事業に対する意見

野田（2012）は2011年11月に実施された行政刷新会議の提言型政策仕分けの議論を参考に、補助金事業を実施することの懸念事項を分析している。それによれば、経済産業省は補助事業の意義について「事業化・商業化以前のリスクの高い段階で困難やリスクを軽減するための支援として、政策的意義の高い分野での補助事業には意義がある」としているのに対し、仕分け人からは「補助金の誘導効果は著しく低下しており、中小企業の自助努力を引き出すためにも規律が働く金融措置にシフトすべき」や「渡し切りの補助金はゆがんだインセンティブを作り出すため、低金利融資や出資の形で行うべき」といった意見が出された。他にも、仕分け人から「政策手段を金融支援や経営支援に集中し、補助金的な手法をやめることの不具合は何か」や「過去の補助事業は、期待された政策効果を上げていないものが多いのではないか」という質問に対し、経済産業省からは「補助金はターゲティングに優れている」といった意見が出されたものの、結果として「補助金による支援から金融支援に極力特化していく方向性を提言する」という取りまとめがなされたとしている。

その上で、日本経済の成長力を高めるには国が直接的な支援を講じる必要性があるが、その目的を達成するための政策手段の妥当性について不断に検証する必要性について指摘している。

3.2 中小企業政策の主体は誰か

寺岡は多くの中小企業を支援対象にすることの困難性を指摘した上で、中小企業政策を直接・間接に分けそれぞれの特徴を踏まえ、中小企業政策を地域経済政策の一環として捉えるべきとしている。特に、補助金は直接政策に分類されることができることから、その非効率

性について触れている。また、野田は行政刷新会議での議論を紹介し、補助金による支援は政策効果が低いという結論に至ったことを紹介している。

このように、先行研究から補助金を実施することに対する非効率性を指摘する意見が存在する中で、予算規模が大きい補助金が複数年度に渡って実施されたことについては疑問が生じることとなる。もちろん、認定支援機関による支援を受けつつ補助事業を実施するという従来からの補助金と異なっている。つまり、認定支援機関による支援によってどこまで非効率性が軽減されるのかという点についても分析する必要があるのではないだろうか。これは、野田が指摘した政策手段の妥当性についての検証ということにも繋がるだろう。

4 補助金の現状について

認定支援機関の関与する補助金のうち、2つの補助金について、当時の中小企業庁創業技術課課長（当時）の増田（2013）はインタビューで経緯を説明している。それによれば2つの補助金が始まったのは2つの背景があり、1つは“ちいさな企業”未来会議（以下、未来会議）での成果、2つは安倍政権における成長戦略であるとしている。

このうち、成長戦略については繰り返し政府より説明があることから省略するとして、残る未来会議での議論について引用すると、「この会議の中では、やはり当時は経済の再生が喫緊の課題として話合われたわけですが、「地域のきめ細かい創業を支援してほしい」「もっと補助金の使い勝手を良くしてほしい」などの声も寄せられました」（p67）として、現状の補助金に対する要望を受けた形で実施されていることがわかる。また、認定支援機関については「今後は認定支援機関である地域金融機関の皆様を中心に、各支援機関が有機的に結合することで強固な支援ネットワークが構築され、専門性の高い支援が展開されていくことを期待しています」（p67）として認定支援機関が連携して支援を実施するべきとしている。特に、地域金融機関が中心となるという点が特徴的であろう。

事業規模については、ものづくり補助金は毎年度1,000億円を超える補助事業となっており、注目を集めている。創業補助金については、当初は大型の補助事業であったが近年は予算額が少なくなっている（表1）。

表1 各年度における2つの補助金の予算額

	H24 補正	H25 補正	H26 補正	H27 補正	H28 補正
ものづくり	1,007 億円	1,400 億円	1,020.4 億円	1,020.5 億円	1,001.3 億円
創業	200 億円	44 億円	50.4 億円	7.6 億円 (当初予算)	8.5 億円 (当初予算)

（備考）創業補助金について平成28年度事業では認定支援機関の関与は必要なくなった

（出典）経済産業省ホームページより筆者作成

実際、どれくらいの申請があり採択されているのかについて、ものづくり補助金は毎年数万件の応募があり、創業補助金は数千件の応募がある（表2）。また、採択率はものづくり補助金については平成24年度補正で約43.8%、平成25年度補正で約39%、平成26年度補正で約43%、平成27年度補正で約29.8%、平成28年度補正で約39.6%となっている。創業補助金については平成24年度補正で約44.4%、平成25年度補正で約33.8%、平成26年度補正で約55.9%、平成27年度で66.2%とものづくり補助金と比べ高い採択率となっている。

表2 2つの補助金の応募数と採択数

		H24補正	H25補正	H26補正	H27補正	H28補正
ものづくり	応募	23,971件	36,917件	30,478件	26,629件	15,547件
	採択	10,516件	14,431件	13,134件	7,948件	6,157件
創業	応募	14,165件	9,242件	2,984件	1,170件 (当初予算)	2,866件 (当初予算)
	採択	6,299件	3,124件	1,669件	775件	136件

(出典) 経済産業省ホームページより筆者作成

4.1 ものづくり補助金について

都道府県事務局で発行された平成24年度補正事業の公募要領によれば、「ものづくり中小企業・小規模事業者が実施する試作品の開発や設備投資等に要する経費の一部を補助することにより、ものづくり中小企業・小規模事業者の競争力強化を支援し、我が国製造業を支えるものづくり産業基盤の底上げを図るとともに、即効的な需要の喚起と好循環を促し、経済活性化を実現することを目的とします」(p1)として、試作品の開発と設備投資を通し競争力を確保するための補助金であることがわかる。

また補助金申請条件の1つとして、「どのように他社と差別化し競争力を強化するかについての事業計画を提出し、その実効性について認定支援機関により確認されていること」(p2)とし、認定支援機関の役割を事業計画書の実効性の確認をすることと記載されている。さらに、認定支援機関側では実行性が確認できた場合、確認書³⁾を発行することになる。

なお、補助率については2/3で(上限額が設定)毎年度変更はないが、補助金額に違いが存在(表3)する。平成24年度補正では1,000万円までの補助であったが、その後の年度によって種類が分かれるようになり、その種類によって小規模事業者に配慮があったり、その時期の政府の注力している分野向けに補助金額(補助率は2/3と変わらない)の上限が高められたりしている。

表3 ものづくり補助金の各年度の種類及び補助金額

H24補正	H25補正	H26補正	H27補正	H28補正
	成長分野 1,500		高度生産性向上 3,000	第四次産業革命 3,000
1,000	一般 1,000	一般 1,000	一般 1,000	一般 1,000
	小規模事業者 700	コンパクト 700	小規模 500	小規模 500

(備考) 単位：万円

(出典) 各年度のものづくり補助金公募要領より筆者作成

4.2 創業補助金について

ものづくり補助金と同じ平成24年度補正予算より実施されており、地域のきめ細かい創業を支援するために開始された。平成24年度補正予算では、種類として地域需要創造型起業・創業が存在(表4)している。他にも、第二創業と海外需要獲得型起業・創業といった種類が存在していた。なお、平成25年度補正以降からは創業と第二創業という種類になった。

公募要領によれば、「新たに起業・創業や第二創業を行う者に対して、その創業等に要する経費の一部を助成する事業で新たな需要や雇用の創出を図り、我が国経済を活性化させることを目的とします」(p1)として、創業や第二創業に対し補助金を支給して経済を活性化させている。これは、平成27年度まで実施された創業補助金も同様の目的である。

認定支援機関の役割としては、事業計画(申請書)の策定支援及び事業計画に基づいて実行支援・報告等を行うことを確認することになっており、確認書には事業計画書の策定支援、実施期間中の支援や補助事業終了後のフォローアップについてどのような支援内容でどれくらいの期間・頻度で実施するかを記入していた。また、認定支援機関が金融機関と連携していることを明らかにするために、確認書に連携している金融機関名及び金融機関より押印を求めている。これは、金融機関からの外部資金による調達が見込める事業であることを条件にしているためである。なお、認定支援機関たる金融機関から確認書の発行がある場合、当該条件は求められなかった。

平成27年度創業補助金からは創業予定者が産業競争力強化法⁴⁾に基づいた創業支援事業計画の認定を受けた市区町村内において創業しようとする者のみを対象としている。さらに、平成28年度創業補助金より認定支援機関からの事業計画書の確認書発行については条件ではなくなり、創業支援事業計画の認定を受けた市区町村内において創業しようとする者で認定特定創業支援事業を受けた者のみ対象となった。なお、補助率についてはものづくり補助金と同様の2/3で(上限額が設定されている)ある。

表 4 創業補助金の各年度の種類及び補助金額

H24補正	H25補正	H26補正	H27
地域需要創造型起業・創業 100以上～200以内	創業 100以上～200以内	創業 100以上～200以内	創業 100以上～200以内
第二創業 100以上～500以内	第二創業 100以上～200以内	第二創業 100以上～200以内	第二創業 100以上～200以内
海外需要獲得型起業・創業 100以上～700以内			

(備考) 単位：万円

(出典) 各年度の創業補助金公募要領より筆者作成

5 支援対象者に対するインタビュー

今回インタビューは7先に対し実施(表5)し、この内で2つの補助金を活用した先が2先、ものづくり補助金を活用した先が4先、創業補助金を活用した先が1先である。業種については日本標準産業分類(平成25年10月改定)の中分類にて分類している。調査対象数については時間的な制約からインタビュー数が限られてしまっているが、そこから得られた知見からは制度に対する問題点を示唆していると考えられる。

これらインタビュー対象先については筆者が調査対象としている神奈川県内の中小企業であると共に、既存の中小企業支援機関からの紹介によって調査を実施している。全て同じ神奈川県内の企業としたのは、地域的な特性を同じにすることで認定支援機関の支援力の違いについて明確にするためである。特に、2つの補助金は地域金融機関による確認書の発行を受け採択された事例が多いため、地域金融機関から支援を受け採択された企業を中心に調査している。また、認定支援機関の属性としては地銀については同じ地方銀行であり、信用金庫は異なる信用金庫である。

対象としている補助金は金融機関が支援して採択された件数が多くを占めていることから、地方銀行と信用金庫から支援を受けた先に多くインタビューを実施している。

表 5 インタビューを実施した企業一覧

	業種	補助金の種類	認定支援機関の属性	特記事項
①	技術サービス業	創業・ものづくり	地銀	複数回採択
②	化学工業	創業・ものづくり	地銀	複数回採択
③	繊維工業	ものづくり	商工会議所	
④	金属製品製造業	ものづくり	信用金庫	
⑤	家具・装備品製造業	ものづくり	公益財団	複数回採択
⑥	金属製品製造業	ものづくり	信用金庫	
⑦	情報サービス業	創業	信用金庫	

(出典) 筆者作成

①技術サービス業

平成25年度の創業補助金（申請額1,800千円）に採択され、平成28年度にはものづくり補助金（申請額10,000千円）に採択され、どちらも認定支援機関は地方銀行だった。補助金の存在を知ったのは、現在インキュベーション施設（認定支援機関ではない）に入居しており支援を受けているインキュベーションマネージャー（以下、IM）の紹介であった。

②化学工業

創業補助金、4年連続でものづくり補助金の採択を受けており、認定支援機関は全て地方銀行だった。補助金は清算払いで完了報告を提出し、入金される間の資金調達は重要であり、これについては認定支援機関の地方銀行に依頼をしている。

③繊維工業

補助金を申請しようと考えたのは商品製造段階において、他社に遅れてしまうという思いや、メーカーからも良い機器が発売されるようになってきたので新しい機器の導入を決意した。しかし、資金的な負担も大きいため定期的に訪問してくれる商工会議所の経営指導員（以下、指導員）に良い補助金がないか相談していたところ、ものづくり補助金の案内を受け申請を決意した。

④金属製品製造業

金属加工の下請けが主な業務となっており、大手企業からの仕事の発注によって当社の業績が左右され安定した経営が難しい。このため、自社製品を開発すれば大手企業からの発注の合間に生産することで業務量や財務面で安定すると考え、ものづくり補助金を申請し自社製品の開発に取り組んでいる。

⑤家具・装備品製造業

補助金は過去に、複数申請・採択しており、現在のものづくり補助金も複数回採択を受けている。ものづくり補助金は平成25年から今までに3回採択されている。次々に補助金に申請できるのは、基礎の技術から応用するべき要素が見えてくるからであり、これを開発するための資金として補助金申請し、結果になったところで特許出願をしている。

⑥金属製品製造業

ものづくり補助金の話は機械商社より聞き、メーカー主催の説明会に参加したことがある。当社は利用しなかったが、メーカーによっては申請書を作成してくれたようだ。また、機械商社がコンサルを入れて代筆しているケースも聞いたことがある。彼らは自分が入りたい機械の事ばかりで、設備導入ありきになっている。アンバランスな提案がとても多いと感じる。

⑦情報サービス業

退職する2年前くらいから創業の準備を進めていた。副業も考えられたが、時間が限られてしまい中途半端になってしまう恐れから、創業を決意した。会社を一旦やめてしまうと元に戻れなくなってしまうことが創業を阻害する要因だと思う。準備のため、創業スクールを2回受講した。1回目のスクールに参加した際に、創業補助金の案内があり申請しようと考えた。スクール関係者の中小企業診断士より信用金庫を紹介してもらい確認書を発行してもらった。2回目は、特定創業支援事業⁵⁾に基づいたスクールに参加し、優遇措置を受けることができた。

5.1 インタビュー調査の結果分析

今回のインタビュー調査では、大きく補助金自体の問題点と認定支援機関側の対応についての意見があった。この2つについて、2つの補助金の発端となったとされる未来会議での取りまとめ（以下、取りまとめ）から当初の方針と現在の状態を比較分析し、認定支援機関の対応についてはインタビューを取りまとめ分析する。

補助金自体の問題点については、当初未来会議において「補助金の要件が厳しいものや、事業が完了した後でないと支払がされないものは使いにくい」（p47）という意見等より、①小規模企業のニーズに合った補助金額の小口化、②補助金の交付対象の用途制限の緩和、③交付期間の長期化、④概算払いの活用について見直しすることが記載され、さらに「小規模企業向けの補助金等の申請手続きについては、中小・小規模企業施策に係る全ての申請手続きについて総点検を行い、例えば、申請書を2枚程度とするなど、一切の無駄を排除し、申請手続きを抜本的に簡素化する」（p48）としている。

しかしながら、今回の調査において、事務手続きの煩雑性を指摘する声が多かった。具体的には「手続きの関係だけで補助金が減額になる等、不透明な部分が多く事務処理に時間ばかり使ってしまう本業に支障が出ている」（①技術サービス業）、「申請書類を書く手間は当然だと思うが、エビデンス資料の作成は手間がかかる。このため、補助金額が低いと感じたら申請をしなかっただろう」（②化学工業）、「補助金額10,000千円は自己資金で捻出することは困難であり、ものづくり補助金は毎年申請したいと思っているが、事務作業の手間を考えると控えている」（④金属製品製造業）、「補助金の手続きをもっと簡素化、柔軟化してもらいたい」（⑥金属製品製造業）、「補助金申請の手間を考えると費用対効果は厳しく、同じような状態で、補助金を申請しようとは思わない」（⑦情報サービス業）といった声があった。

確かに、ものづくり補助金では小規模企業向けに上限額を抑えた型を設定する等の配慮があり、取りまとめでの指摘事項はある程度反映されていると考えられる。一方で、改善されていない点も存在しており、例えば申請書を2枚程度とするという点について、申請書は少なくなったが、実際に採択された企業等の申請書の書類枚数については軽く10枚を超えて

しまい、2枚程度の申請書では採択されないことになってしまう。つまり質問事項は簡略化された一方で、それを回答するために多くの事項について触れなければならないということの意味している。これについても「補助金は、何が聞きたいのかが良くわからない（申請者を疑っているような感じがした）審査に必要なのかとを感じるような内容の質問もあった」（③繊維工業）、「毎年ものづくり補助金に採択されている企業を見ると、同じような分野で開発内容を変えて申請している。当社はそのようなことは考えていなかったため、どのように補助金申請を行うべきなのかテクニックが必要であると感じる」（④金属製品製造業）、「ものづくり補助金も申請したいと思うが、国が何を求めているのかがよく分からない」（⑥金属製品製造業）という意見があった。結果としてテクニックが必要と感じたり、何を求めているのかよくわからないといった意見が出ていると考えられる。

5.2 認定支援機関側の問題点

認定支援機関側の対応については、③繊維工業では申請書作成時にアドバイスを受けたとされている一方で、申請書のアドバイスが一切なかったという事案や、確認書の発行について申請者である中小企業者等が説明書を用意して参考にしてもらった事例が存在している。これについても、「補助金申請に係る計画書は見せてそれっきりで、申請書の作成に関しアドバイスはなかった」（①技術サービス業）、「補助金の申請書について、地方銀行ではなくインキュベーション施設のIMに見てもらっている」（②化学工業）、「確認書を作成するための原稿は私が作成しており、そうでなければ思うことは書いてくれない。認定支援機関による支援は力になっておらず、不十分である」（⑤家具・装備品製造業）、「アドバイスやフォローはなく、申請書は自分で作成した」（⑥金属製品製造業）といった意見があった。これでは、何のために認定支援機関が存在しているのかという理由が曖昧になってしまう。

また、2つの補助金においては採択結果より申請支援数の最も多かった金融機関に対し、支援対象者等は補助金を申請した内容についての支援を求めているのではなく、資金的な支援を期待している点に注目したい。例えば、「認定支援機関に地方銀行を選んだのはIMからの紹介もあったが、補助金申請支援を受けることで融資を受けることが容易になると考えたためである。融資については採択通知書を持って融資を受けた。今後も資金調達が必要な際は、この地方銀行に相談することとしている」（①技術サービス業）、「金融機関へは、本業支援を求めず資金繰りについて支援を受けている」（②化学工業）、「信用金庫に支援してもらおうと考えたのは、今回の補助金により取り組んでいる製品開発が成功し、量産するようになれば、それに伴う必要経費等の資金が必要であり、さらには当社の取組を知ってもらうことで、補助事業期間中の資金調達をしたいと考えたからである。支援については、補助金で実施している事業に関し、半年分の運転資金と設備導入のための融資を受けている」（④金属製品製造業）といった意見である。さらに、2つの補助金はどちらも清算払のため、補助事業期間中の資金調達を検討しなければならない。そのため、金融機関に確認書を発行し

てもらい融資を受けるという構造がいくつかのインタビュー先で明らかになった。これは、金融機関に事業の内容を理解してもらい必要な資金を得るというためであって、事業完了に向けた支援は期待していないということになる。また、⑦情報サービス業では金融機関に確認書を発行してもらったが融資を受けなかった先も存在している。これは、補助金は採択されたが実際に30万円程度しか使うことがなく自身で支払うことができたためであり、ほとんど支援を受けず自力で事業を進めているような事例も存在している。

もちろん金融機関によっては販路開拓支援等、資金支援以外の支援を実施している事例もあったが、それは事業終了後の支援であって確認書にも記載されている補助事業中の支援とは異なっている。これについても「マッチングの紹介を受けるが普通では簡単に会うことができない大手企業等の方が話を聞いてくれる」(①技術サービス業)、「取引のある企業の紹介や、地元新聞社を紹介してもらい記事にしてもらった。この記事が、大手テレビ局の注目を受け取材を受け、メディア露出の効果で大手企業から問い合わせを受けたり、要人が視察に来てくれたりした」(④金属製品製造業)といった意見であった。資金調達という支援は重要である。しかし、金融機関からすれば融資を推進したいという自身の本業を行っているだけであり、事業計画書を見ているのだから内容を詳細に理解しており、さらに補助金に採択されれば補助金が入金した時点で大半の資金を回収することも可能である。つまり、技術的な評価を行って計画を推進するための課題を把握し、それを解決するために何が必要なのかという部分での支援を実施できていない、換言すれば事業性評価ということをしなくても事業性融資を推進できるツールとして活用していることがわかる。

一方で、認定支援機関から確認書を発行して貰うことのメリットとして、セールス先から信頼してもらえろという意見は重要だと考えられる。ものづくり補助金では事業が完了し量産化する際や、創業補助金は実際に創業すれば、いかに多くの顧客に購入(利用)してもらえろかが重要であり、そのためには販売促進活動が重要である。その際に、認定支援機関の支援を受けていることで円滑に商談が進んだり、認定支援機関から見込み先を紹介してもらえろならば取引の可能性は広がるのではないか。インタビューでも、普通では会えない先を認定支援機関から紹介されたり、話を聞いてもらえろということを経験した企業がいくつあるかを考えると、認定支援機関の役割は事業計画の進捗支援よりも補助金申請時に作成した計画が終了し、商品化する際の支援の方が役割として求められているのではないか。確かに、公募要領に記載されているように事業計画が完了するまでの支援も重要であるが、現在の認定支援機関の能力を考えれば現実的ではない。それならば、事業計画終了後の支援のために計画の段階から、対象企業等が何をしようとしているのかを把握するための確認書(事業完了後も引き続き支援を行うという宣言書のようなイメージ)という位置づけでも良いのではないか。

6 認定支援機関たる金融機関の問題点

これらの先行研究とインタビュー調査から、認定支援機関の関与する大型の補助金を実施し続けることは2つの点で問題があると考えられる。1つは、認定支援機関の支援能力に関する部分であり、認定支援機関ごとによって支援能力に差が出てしまっており、補助金で採択された事業の管理を認定支援機関任せにできないという点、2つは財政的に補助金事業を国単独で実施することは困難になりつつあるということである。

認定支援機関についても、多くは地域で活躍する士業者や金融機関である。これは、認定支援機関制度が開始された当初より支援の担い手の多様化という目的を達成するためのものであったが、その多様化の弊害が発生しているとも見られる。特に、補助金については、金融機関の活躍の機会が多かったのだが、その実態は金融機関によってその支援能力の差があるということが明らかになった。

そもそも、認定支援機関制度が開始されるにあたって中小企業政策審議会中小企業経営支援分科会第2回経営支援部会（2012）において認定支援機関をテーマに議論が行われている。その中で、中小企業庁事業環境部長（当時）の加藤は「支援機関につきましても、なるべく多くの支援機関の方を認定していきたい。例えば思いからすると、すべての信金の方に認定を取っていただきたい。それから、税理士の方は7万人おられますけれども、税理士の方にお伺いすると、500人か1,000人だということをおっしゃっていますが、けたをもう一つ上げていきたいと思っております」（P21）として金融機関の中でも信用金庫に対する期待について触れている。一方で、委員からは、認定支援機関の認定については真に指導力のある税理士や金融機関のみを認定すべきとしている。これは認定支援機関に対し、相当高度な支援を実施するのであれば、中小企業者側からは頼りにされる存在になることが予想されるため認定支援機関の意欲や能力の低下を招かないように、配慮してもらいたいとしている。このようにインタビューでいくつかの問題が明らかになったが、当初からあった委員の指摘が顕在化していると判断することができる。このため、単純に国の補助金のみの認定支援機関の活動ではなく、支援能力の差について是正するような制度変更を加える必要があるのではないだろうか。

7 結び

認定支援機関は、国が中小企業支援者として認定を行う制度である。認定を受けることで中小企業者に対し、いくつかの支援を行うことができるようになり、今回はその中より代表的な支援制度である、ものづくり補助金と創業補助金を事例に調査を実施した。その結果としては、補助金の採択者が認定支援機関に求めている支援は認定支援機関の持つ信用力であったり資金支援能力であった。一方で、国が認定支援機関へ期待している支援効果については高度な支援能力であった。つまり、補助金採択者と国の思惑に違いがあることが明らかになった。

そもそも、中小企業者全てが国の指摘するような支援を求めているのではなく、むしろ身近に相談に乗ってもらえることの方が重要ではないだろうか。特にこのような視点からすれば、一律的な支援メニューの提供よりも、寺岡の指摘するような地域の需要に沿った支援メニューの提供に力を入れるべきではないだろうか。つまり、地域ごとに抱える課題を踏まえた支援事業を実施するのである。そのような制度変更を行えば、地域経済の活性化に資する中小企業政策になるのではないかと。認定支援機関の多くは、地域内で活動していることから、地域の実情を理解しているはずであり、地域経済の発展に不可欠な中小企業支援のための機関として活動できるのではないだろうか。

また、金融機関の支援能力の差については個々の金融機関の支援体制や支援姿勢によって発生するものと考えられるが、どのような要因で支援能力の差が発生するかについては今後の研究の課題としたい。

注

- 1) 平成 24 年度補正ものづくり中小企業・小規模事業者試作開発等支援補助金、平成 25 年度補正中小企業・小規模事業者ものづくり・商業・サービス革新事業、平成 26 年度補正ものづくり・商業・サービス革新補助金、平成 27 年度補正ものづくり・商業・サービス新展開支援補助金、平成 28 年度補正革新的ものづくり・商業・サービス開発支援補助金の事を指す。
- 2) 平成 24 年度補正創業補助金、平成 25 年度補正創業促進補助金、平成 26 年度補正創業・第二創業促進補助金、平成 27 年度創業・第二創業促進補助金の事を指す。なお、平成 28 年度創業・第二創業促進補助金に関しては、認定支援機関の関与を条件としなくなった。
- 3) 毎年度の事業ごとに名称が変わるが、〇〇に係る競争力強化についての確認書（〇〇には毎年度の事業名が入る）としていることから、本論ではこれらを確認書としている。なお、創業補助金も同様の形式であることから、こちらも確認書とする。
- 4) 2014 年 1 月に施行され、設備投資、事業再編、創業、事業再生、規制の各分野において、手続きを経た後に支援措置等を受けられる。この内、創業に関しては地方自治体より計画書が国に提出され、認定を受けると特定創業支援事業として実施される。
- 5) 産業競争力強化に基づいて実施される創業支援であり、中小企業庁（2017）によれば、地域の創業を促進させる施策として、市区町村が民間事業者（認定支援機関を含む）を連携し、創業支援を行う事業に対し計画書を提出し国が認定を行う。なお、認定を受けた場合、市区町村、民間事業者や創業者に対する各種支援策を受けることができる。

参考文献

- [1] 新井稲二（2015）「認定支援機関たる金融機関の支援体制について～神奈川県内の支援結果を参考に～」『産業能率大学紀要』、第 35 巻第 2 号、pp.1-18
- [2] 新井稲二（2018a）「認定支援機関による中小企業再生支援の現状を分析する～経営改善計画策定支援事業の支援決定一覧より～」『産業能率大学紀要』、第 38 巻第 2 号、pp.1-15
- [3] 新井稲二（2018b）「認定支援機関制度を活用した中小企業等支援は効果を発揮しているか～認定支援機関へのヒアリングより明らかになった実態～」『産業能率大学紀要』、第 38 巻第 2 号、pp.17-32
- [4] 経済産業省『予算・税制・財投』<http://www.meti.go.jp/main/31.html>
- [5] 経済産業省中小企業庁（2017）『中小企業政策審議会第 12 回中小企業経営支援分科会』
- [6] 経済産業省中小企業庁（2017）『中小企業政策審議会第 16 回中小企業経営支援分科会』
- [7] 創業・第二創業促進補助金事務局（2015）『平成 26 年度補正予算創業・第二創業促進補助【募集要項】』
- [8] 創業補助金（東京）事務局（2014）『平成 25 年度補正予算創業補助金（創業促進補助金）【募集要項】』

- [9] 創業補助金（東京）事務局（2013）『創業補助金（地域需要創造型等起業・創業促進事業）【第1回募集要項】』
- [10] “ちいさな企業” 未来会議（2012）『“ちいさな企業” 未来会議（“日本の未来” 応援会議～小さな企業が日本を変える～）取りまとめ』
- [11] 中小企業庁「経営サポート『ものづくり（サービス含む）中小企業支援』<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/sapoin/index.html>
- [12] 中小企業庁創業・新事業促進課 総務省地域政策課（2018）『産業競争力強化法における市区町村による創業支援のガイドライン』
- [13] 寺岡寛（2015）「中小企業政策と地域経済政策一連関性を考える」『公益社団法人中小企業研究センター年報 2015』、公益財団法人中小企業研究センター、pp.3-16
- [14] 東京都事務局（2016）『平成 28 年度補正革新的なものづくり・商業・サービス開発支援補助金【公募要領】』
- [15] 東京都事務局（2016）『平成 27 年度補正ものづくり・商業・サービス新展開支援補助金【公募要領】』
- [16] 東京都事務局（2015）『平成 26 年度補正ものづくり・商業・サービス革新補助金【1次公募要領】』
- [17] 東京都事務局（2014）『平成 25 年度補正中小企業・小規模事業者ものづくり・商業・サービス革新事業【1次公募要領】』
- [18] 東京都事務局（2013）『平成 24 年度ものづくり中小企業・小規模事業者試作開発等支援補助金【1次公募要領（複数回公募を予定）】』
- [19] 野田彰彦（2012）「動き出す“ちいさな企業” 支援策経営支援ネットワークと起業補助金に焦点を当てて」『みずほインサイト』、みずほ総合研究所
- [20] 平成 28 年度 創業・第二創業促進補助金事務局（2016）『平成 28 年度 創業・第二創業促進補助金【募集要項】』
- [21] 平成 27 年度 創業・第二創業促進補助金事務局（2015）『平成 27 年度 創業・第二創業促進補助金【募集要項】』
- [22] 増田仁（2013）「中小企業庁に聞く 創業 & ものづくり補助金の制度面のポイントと認定支援機関への期待 支援ネットワークを活用し事業計画策定のサポートを（「創業 & ものづくり補助金」はこう活用する：緊急経済対策で新設された支援制度の提案ノウハウ）」『近代セールス』、近代セールス社、58 巻 11 号、pp.66-71

（平成 30 年 5 月 8 日受付、平成 30 年 7 月 3 日再受付）